

富士見市議会基本条例

逐条解説

(令和4年4月改訂版)

富士見市議会

富士見市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第5条）

第3章 市民と議会の関係（第6条）

第4章 議会と行政の関係（第7条—第9条）

第5章 自由討議の拡大（第10条）

第6章 政務活動費（第11条）

第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第12条—第17条）

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第18条—第20条）

第9章 最高規範性と見直し手続（第21条・第22条）

第10章 雜則（第23条）

附則

地方自治体が自らの意思と責任において、組織と運営にかかわる様々なことを決定し、実行する時代を迎えています。

さらに、市民のニーズは、ますます多様化し、複雑化しており、富士見市議会が担う役割と責任はこれまで以上に大きくなっています。

議会の議員も市長も直接選挙で選ばれる二元代表制の下、富士見市議会は、日本国憲法及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、富士見市自治基本条例（平成16年条例第9号）第8条に規定された「市議会の責務」を忠実に履行し、合議制による最高意思決定機関として、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。

また、自由かつ達な議論を通じて、市政の論点を明らかにし、市政運営が適正に行われるよう調査と監視機能を果たしていくとともに、たゆまぬ自己研さんを重ねることにより、政策立案能力を高めていきます。

あわせて、徹底した情報公開により、公平性と透明性を維持し議論を進め、市民にとって、何が最善かの観点から結論を導き説明責任を十分に果たしていくとともに市民の議会への参加を促す創意と工夫に努めます。

以上、富士見市議会は、市民の負託に全力で応えていくことを誓い、ここに富士見市議会基本条例を制定します。

【解説】

前文では、地方分権改革が推進されている今、なぜ、この条例が必要なのかをうたい、合わせてこれから的地方分権時代にふさわしい議会及び議員の基本理念、果たすべき役割を定めています。この条例が制定されることにより、これまで以上に活発で、市民に開かれた議会となることが期待されます。

※ 前文は、条文本体の前に置かれ、この条例の制定の趣旨、理念、目的などを強調して述べた文章です。具体的な規範を定めるものではありませんが、各条文の解釈の基準となるものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の一翼を担う議会の役割を明らかにし、議会に関する基本的事項及び議会の活性化に関する事項を定めることにより、市民の負託に的確に応える議会運営を図り、もって市民福祉の向上と持続的な市勢の伸展に寄与することを目的とする。

【解説】

第1条は、本条例の制定の目的を定めています。

二元代表制の一翼を担う議会の役割を明らかにし、議会に関する基本的事項と議会の活性化に関する事項を定めることで、市民の負託に応え、市民全体の福祉の向上と富士見市全体のさらなる発展に寄与することを定めています。

用語 【二元代表制】

地方自治体では、首長（市長）と議会議員はともに直接選挙で選ぶ制度をとっています。これを二元代表制と言います。その特徴は、首長（市長）と議会がともに住民を代表するところにあり、相互の抑制と均衡によって、緊張関係を保ちながら、議会が首長（市長）と対等の機関として、地方自治体の基本方針を決定し、また、その執行の監視及び評価の機能を果たすこととなります。

(市民の定義)

第2条 この条例において「市民」とは、市内に在住し、在勤し、又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。

【解説】

第2条は、本条例における市民の定義を定めています。

本条例における「市民」とは、富士見市に住所を有する者に加えて、在勤者、在学者、企業やNPO法人など市内で事業を営む法人、町会やボランティア団体など市内で活動する団体も含めています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための議会運営に努めること。
- (3) 適正な市政運営が行われているかを監視し、評価をすること。
- (4) 自由かつ達な議論を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。
- (5) 市民にとって分かりやすい議会運営を行うよう努めること。

【解説】

第3条は、議会活動における基本原則を定めています。

具体的には、①市民に開かれた議会を目指すこと、②市民の意見を市政に反映させるための議会運営を心がけること、③市政運営を監視し、評価をすること、④自由かつ達な議論のもと市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう心がけること、⑤市民に分かりやすい議会運営を心がけること、の5つの原則を定めています。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 市政の課題について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努めること。
- (2) 個別事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (3) 議会活動を最優先するよう努めること。

【解説】

第4条は、議員としての活動姿勢に関する基本原則を定めています。

具体的には、①議員は、市民の声を大切にし、市民の意見を的確に把握するとともに議員自身の資質向上に努めること、②それぞれの地域の問題解決はもちろんのこと、常に大きな視点に立って、市民全体の福祉の向上を目指し、行動すること、③何よりも議会活動を最優先すること、の3つの原則を定めています。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政治上の主義、理念、政策等を共有する2人以上の議員をもって構成し、活動する。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催する。

【解説】

第5条は、会派について定めています。

会派とは、議会で同じ政策を持つ議員の集団をいい、議員は、議会活動を行うため政治上の主義、理念、政策等を共有する2人以上の構成をもって会派を結成することができることを定めています。

また、議長は、会派間の意見調整を行うため、必要に応じて会派代表者会議を開催することを定めています。

第3章 市民と議会の関係

(市民との情報共有)

第6条 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の会議を原則公開する。

- 2 議会は、市民に対し、その有する情報を積極的に提供し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を果たすものとする。
- 3 議会は、市政の課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する機会を年1回以上設けるものとする。

【解説】

第6条は、市民との情報共有に関して、会議の原則公開、市民への情報の積極的提供及び意見交換の機会について定めています。

第1項では、議会は、より市民に開かれた議会を実現するため、本会議をはじめ常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の会議を原則公開とすることを定めています。

原則公開としているのは、地方自治法第115条に「秘密会」という規定があり、第三者の利益や名誉を害し、基本的人権の尊重に抵触するおそれがあるときなど極めて限られたものについては、非公開とすることになっているのです。

第2項では、議会は、市民に対し積極的に情報を提供し、市民と情報を共有できるようにするとともに、議会としての説明責任を果たすことを定めています。

富士見市議会では、議会をより多くの方に見てもらうために、本会議のライブ配信及び録画配信を行っています。

第3項では、議会は、市政の課題に柔軟に対処するため、議員と市民が自由に情報交換や意見交換をする機会を年1回以上設けることとしています。

現在、富士見市議会では、予算決算常任委員会を除く3つの常任委員会がそれぞれテーマを決め、市民や市内各団体等と意見交換会を実施しています。

用語【常任委員会】

一定部門の市の事務に関する調査及び議案、請願・陳情等を審査する委員会をいいます。富士見市議会では、現在、総務常任委員会、文教福祉常任委員会、建設環境常任委員会、予算決算常任委員会の4つの常任委員会があります。

用語【議会運営委員会】

円滑な議会運営を行うため、議会運営の全般について、協議し、意見調整を図る場として設置された委員会をいいます。

用語【特別委員会】

議会の議決により付議された特定の事件を審査するため臨時に設置される委員会をいいます。

第4章 議会と行政の関係

(議員と市長等の関係)

第7条 議会審議における議員と市長等の執行機関（その補助職員を含む。以下「市長等」という。）とは、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

- (1) 本会議又は委員会における議員の質疑は、論点及び争点を明確にして行うものとする。
- (2) 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を整理するため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対して反問することができる。

【解説】

第7条は、議会での審議における議員と市長等の執行機関との健全な緊張関係の保持について定めています。

二元代表制の下、議会と市長等の執行機関は独立対等な立場で相互の緊張関係を保ち、それぞれの責務と役割を果たしていく必要があります。そのような意義から、議員の質疑は、議会の審議、審査における論点と争点を明らかにすることを定めています。

また、議員からの質問の趣旨が不明確な場合は、市長等の執行機関は質問者に対して議員の質問の趣旨を確認するための反問権について定めています。

用語【市長等の執行機関】

自らの判断と責任において執行する機関のことであり、市長のほか、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員などをいいます。

用語【補助職員】

執行機関の事務執行を補助するための職員のことであり、副市長、会計管理者、その他職員をいいます。

用語【反問】

議会の会議において、議員からの質疑・質問において不明点や疑義のある場合に市長等が問い合わせ返すことをいいます。これにより論点・争点が明確になり、議論を深めることができます。

(重要な政策等の説明)

第8条 議会は、市が行う政策、施策、計画等（以下「政策等」という。）について、議会が必要であると認めるものに関し当該政策等の水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、市長等に対し、次に掲げる事項について説明を求めることができる。

- (1) 政策等の策定に至った経緯及び理由
- (2) 他の自治体に同一又は類似の政策等との比較検討
- (3) 政策等の策定に至るまでの過程における市民との連携の内容
- (4) 関係法令、基本構想及び基本構想に基づく基本計画との整合性
- (5) 政策等の実施に要する経費（将来にわたる負担を含む。）及びその財源等

【解説】

第8条は、議会は市が行う重要な政策等について、質の高い議論を行うため、市長等に対しその政策に関する策定経緯や他自治体との比較検討など5項目の情報の提出要求ができると定めています。

なお、この条文によって、会派や議員個人の資料要求等の調査活動が制限されるものではありません。

(法第96条第2項の議決事件)

第9条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は次に掲げるとおりとし、市政全般にわたり重要な計画等について、議会と市長等は市民に対する責任と共に担い、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。

- (1) 市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止
- (2) 基本計画（基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。）の策定、変更又は廃止
- (3) 富士見市都市計画マスターplanの策定、変更又は廃止

【解説】

第9条は、地方自治法第96条第2項に基づく議決事項を定めています。

地方自治法第96条第1項では、議会で議決しなければならない15の事項が規定されており、同条第2項において、そのほかに市の条例で定めることにより、議決すべき事項を追加できることが規定されています。これにより富士見市議会では、本条において、基本構想、基本計画、都市計画マスターplanの策定、変更又は廃止については、議会の議決事項として定めています。

第5章　自由討議の拡大

(自由討議による合意形成)

第10条　議員は、議会の機能を発揮するため、積極的に議員相互間の自由討議を行い、議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

2　議員は、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行い、議員相互間の自由討議を拡大するよう努めるものとする。

【解説】

第10条は、議論を深めるための議員相互による自由討議について定めています。

第1項は、議員は、合議制の機関であるという議会の機能を発揮するため、議員間で自由な討議を尽くして合意形成を図るよう努力することを定めています。自由討議といっても自由気ままに議論するのではなく、論点や争点を明確にするなど議員間で意見を出し合いながら結論を形成していくことが大切です。

富士見市議会では、委員会において自由討議を行うこととしており、議案審査や請願・陳情審査において積極的に自由討議が行われることが期待されています。

第2項は、議員は、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行い、自由討議の場が拡大するよう努力することを定めています。

第6章 政務活動費

(政務活動費)

第11条 会派の代表者は、富士見市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年条例第4号）第2条に規定する政務活動費の交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を整理し、その使途の透明性を確保するものとする。

2 会派の代表者は、政務活動費の収支報告書について自ら説明責任を果たすものとする。

【解説】

第11条は、政務活動費に関する責務について定めています。

会派又は議員は、政務活動費の交付を受け、政策を実現するために調査活動を行うことができますが、その政務活動費は透明性の確保が義務付けられており、会派の代表者（会派に所属しない議員は、当該議員）は自ら説明責任を果たすことが求められています。具体的なルールについては、富士見市議会政務活動費の交付に関する条例等により定められています。

用語【政務活動費】

地方自治法第100条に規定されているもので、地方公共団体が、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、交付することができる金銭的給付のことをいいます。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(調査制度の活用)

第12条 議会は、議案の審議に当たっては、法の規定による専門的事項に係る調査制度、公聴会制度及び参考人制度を活用し、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

【解説】

第12条は、議会は、討議を深めるための手段として、地方自治法第100条の2の規定による専門家への調査依頼や同法第115条の2の規定による学識経験者や市民から意見を聞く公聴会制度や参考人制度を活用していくことを定めています。

用語【専門的事項に係る調査制度】

議案の審議や市の事務の調査に関し、専門的な知見の活用が必要となった場合に、議会が学識経験者等に専門的事項に係る調査をさせることができる制度をいいます。

用語【公聴会制度】

予算その他重要案件の審査を周到に行うため直接住民又は学識経験を有する者等から意見を聞くために開催することができる制度をいいます。

用語【参考人制度】

会議の審議の充実を図るために利害関係人、学識経験者等の出頭を求め、意見を聴取することができる制度をいいます。

参考条文【地方自治法】

◇第100条の2

議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

◇第115条の2第1項

普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聞くことができる。

◇第115条の2第2項

普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができる。

(議員研修の充実強化)

第13条 議会は、議員の政策の立案及び形成の能力を高めるため、議員の研修の充実及び強化に努めるものとする。

【解説】

第13条は、議会は、議員の資質向上や政策立案・形成能力の向上を図るため、議員研修の充実と強化に努めることを定めています。

富士見市議会では、毎年、全議員を対象に議員研修会を実施しています。

(議員図書室の充実)

第14条 議会は、議員の調査研究に資するため、議員図書室の充実に努めるものとする。

【解説】

第14条は、議員の調査研究に役立つように、議員図書室の図書、資料等の充実に努めることを定めています。

現在の本市議会議員図書室は狭隘なため、図書、資料等の収集設置や利用環境に課題があります。

(議会広報の充実)

第15条 議会は、様々な情報媒体を活用することにより、議会の活動について、市民に対し、分かりやすく周知するよう努めなければならない。

【解説】

第15条は、議会活動について、市民に対し、様々な情報媒体を活用して、分かりやすく伝える努力が必要であることを定めています。

市民への分かりやすい情報発信は非常に重要であり、また当然に必要なことです。

富士見市議会では、ホームページ、市議会だより、議会のライブ配信、意見交換会等様々な手段を通して市議会の情報を発信しています。

また、市議会だより編集委員会を地方自治法に定める協議等の場として位置付けるとともに、市民にとって分かりやすい紙面作りを常に心がけて取り組んでいます。

(情報通信技術の積極的活用)

第16条 議会は、タブレット端末等の情報機器の利用その他の情報通信技術の積極的な活用の推進により、議会及び議員の活動に資するものとする。

【解説】

第16条は、議会は、議会活動や議員活動に役立たせるため、タブレット端末等を積極的に活用していくことを定めています。

富士見市議会では、全議員にタブレット端末を貸与し、本会議や委員会、各種資料の閲覧、議会内での情報伝達、災害時対応、議員活動等、様々な場においてタブレット端末を積極的に活用しています。

(議会事務局の充実)

第17条 議会は、議会の政策の立案及び形成の能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務に係る機能の充実強化並びに組織体制の整備を図るよう努めるものとする。

【解説】

第17条は、議会事務局の体制整備について、議会は、議会の政策立案・形成能力を高め、議会活動を円滑・効率的に行うため、議会事務局の体制を整備し、調査・法制執務の機能の充実に努めることを定めています。

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第18条 議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

【解説】

第18条は、議員は、市民から高い倫理的義務が求められていることを自覚し、市民の代表者としてふさわしい品位を保ち、識見を養う努力をしていかなければならぬことを定めています。

高い倫理的義務とは、例えば次のようなことをいいます。

- ①議員は、市民全体の利益を目的として活動し、その地位を利用して自己の利益を図ったり、利益誘導を行ったりしないこと。
- ②セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメントその他の人権侵害の恐れのある行為をしないこと。
- ③議員としての発言又は情報発信は、事実に基づいて行うこととともに、他人の名誉を毀損し、又は人格を損なう発言や行為などをしないこと。
- ④その他、議員の地位を利用した影響力の行使や不正な働きかけなどをしないこと。

議員は、このような高い倫理性と義務が課せられていることを深く自覚し、市民の代表者として良心と責任感のもと、議員としての品位を保ちながら、自らの識見を養っていかなければならないとするものです。

(議員定数)

- 第19条 議員の定数は、富士見市議会議員定数条例（平成14年条例第21号。以下「議員定数条例」という。）に定めるところによる。
- 2 議員は、議員定数条例の改正議案を提出しようとするときは、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して提出するものとする。
- 3 前項の議案の提出があったときは、市民等の意見を聴取するため、公聴会制度、参考人制度等を十分に活用するものとする。

【解説】

第19条は、議員定数について定めています。

議員の定数は、地方自治法において条例で定めることとされており、本市議会では富士見市議会議員定数条例により、21人と定めています。

この議員定数条例を改正しようとするときは、明確な理由を付けて議案を提出することを定めています。また、議員定数条例の改正案が提出されたときは、公聴会制度や参考人制度等を活用し、市民等の意見を聴取することとしています。

(議員報酬)

- 第20条 議員の議員報酬は、富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第16号。以下「議員報酬等条例」という。）に定めるところによる。
- 2 議員は、議員報酬等条例の改正議案を提出しようとするときは、議員報酬の基準等の明確な改正理由を付して提出するものとする。
- 3 前項の議案の提出があったときは、市民等の意見を聴取するため、公聴会制度、参考人制度等を十分に活用するものとする。

【解説】

第20条は、議員報酬について定めています。

議員報酬は、地方自治法に基づき、議員としての職務遂行への対価として、議員に支給されるもので富士見市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定められています。

この議員報酬に係る条例を改正しようとするときは、明確な理由を付けて議案を提出することを定めています。また、議員報酬に係る条例の改正案が提出されたときは、公聴会制度や参考人制度等を活用し、市民等の意見を聴取することとしています。

第9章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第21条 この条例は、議会における最高規範であって、この条例の趣旨に反する条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議員がこの条例の理念を共有するため、一般選挙を経た議員の任期が開始したときは、速やかにこの条例の研修を行わなければならない。

【解説】

第21条は、この富士見市議会基本条例が、議会に関する他の条例等に対して優位性を有していることを明確にしているとともに、議会に係る他の条例、規則等の制定改廃は、本条例との整合を図り、その趣旨に反するものは制定してはならないことを定めています。

なお、法形式的には、本条例と他の条例との間に効力の優劣をつけることはできませんが、本条例の制定目的と規定内容から、本条例が、議会における最高規範性を有しているものと位置付けています。

また、一般選挙を経た議員の任期開始後、速やかに、本条例に関する研修を行い、本条例の基本理念を議員間で共有することを定めています。

(見直し手続)

第22条 議会は、一般選挙を経た議員の任期が開始したとき、又は議会が必要と認めたときは、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、条例及び規則の改正等が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

【解説】

第22条は、本条例の見直し手続について定めています。

第1項は、議会は、本条例第1条に定めた目的が達成されているかを検証するため、一般選挙を経た議員の任期開始後、又は議会が必要と認めたときは、本条例について検証を行うものと定めています。

富士見市議会では、一般選挙を経た議員の任期開始後、本条例の目的が達成されているかどうかを検証するための委員会を設置し、議会として検証を行っています。

第2項は、検証の結果、必要と認められる場合には条例改正など適切な措置を取ることを定めています。

第10章 雜則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

【解説】

第23条は委任規定であり、この条例で定めるもののほか、必要な事項は、別に定めることとしています。